

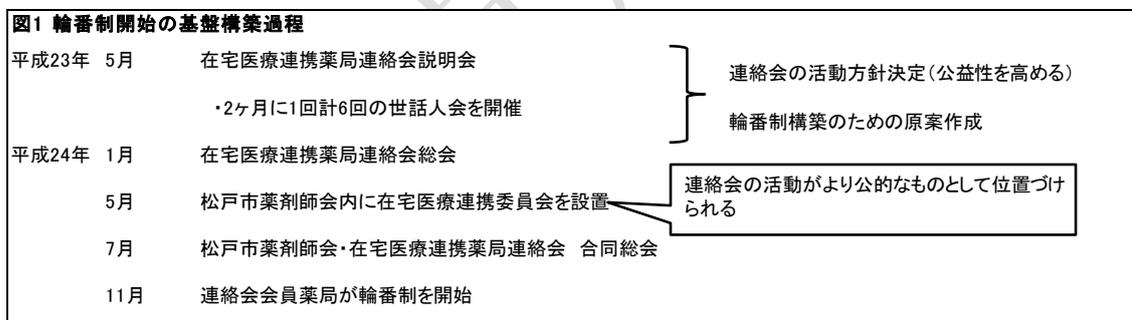
麻薬も含めた 365 日の安心を提供する体制の基礎を構築

1. 世話人会発足から輪番制のスタートまで

平成 23 年 5 月の説明会后、2 ヶ月に一度の割合で世話人会を開催しました。世話人会発足後の第 1 回～第 3 回の世話人会では、活動方針について議論を重ねると同時に、輪番制構築のための原案作りにも取り組み、平成 24 年 1 月の在宅医療連携薬局連絡会総会では、365 日の安心を提供するための輪番制について連絡会会員間で広く討議しました。その後も定期的に世話人会を開催し、輪番制開始のための仕組みや原案作りに取り組みました。

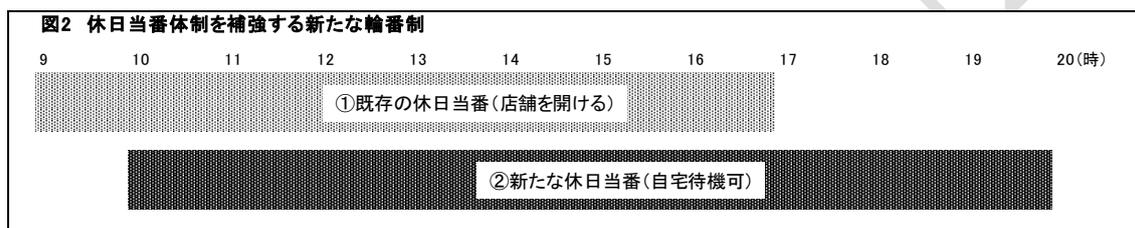
こうした活動を進める上で、世話人会が松戸市薬剤師会会長を含むメンバーで構成されたことは大きな意味を持ちました。この活動をより公益性の高いものとして位置づけていこうという方向性について世話人の間で合意がなされました。その方針が具現化する形で、世話人会の活動開始から 1 年後の平成 24 年 5 月には、地区薬剤師会に「在宅医療連携委員会」という委員会を新設するに至りました。

その後、世話人会の継続的開催、拠点事業における薬局連絡会と地区薬剤師会との合同総会の開催を通して、拠点事業における薬局連絡会の活動が、地区薬剤師会・在宅医療連携委員会を補完するかたちで、地区薬剤師会が主体となって活動する体制ができ、平成 24 年 11 月に、麻薬も含めた 365 日の安心を提供する輪番制をスタートさせるに至りました(図 1)。



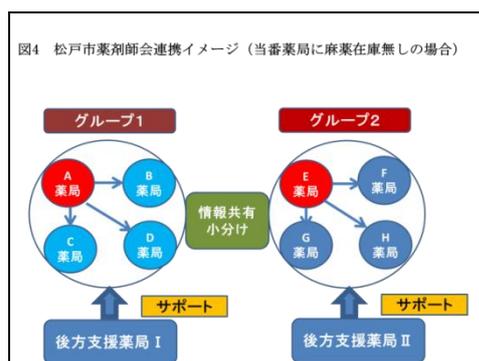
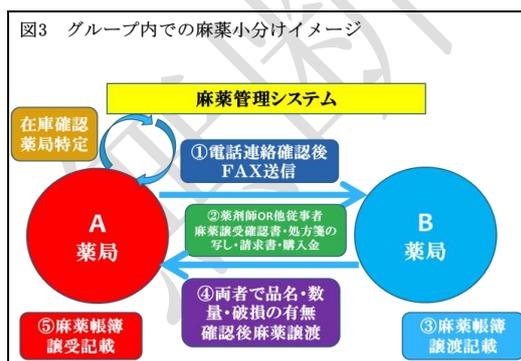
365日の輪番制の構築を目指すにあたっては、地域における休日当番薬局（松戸市薬剤師会会員薬局が当番制で休日の9時～17時までに対応する）の機能を拡充する方向で制度の構築を進めてきました。その際、必要に応じて在宅患者への訪問薬剤管理指導や麻薬処方せんにも対応できる体制も整えてきました。

既存の休日当番薬局（図2-①上段）に加え、連絡会会員薬局（2013年9月時点で34薬局）が新たに休日の輪番体制（図2-②下段）を組むことで、10時から20時までに対応できるような体制を構築しました（図2）。



2. 麻薬を含めた輪番制の運営

麻薬が必要となる緊急時の対応で、輪番制がどのように機能できるかは非常に重要な課題です。そこで、最低限備えておくべき麻薬をリスト化（必須麻薬）し、それを常備することを輪番制への参加条件としています。その上で、必須麻薬在庫だけでは対応できない状況を回避するために、市内の薬局を5～8薬局からなる5グループに分け、マニュアルを作成し、それに基づいて運用を開始しました（図3）。しかし、グループ内で対応できない場合は、後方支援薬局を決め、情報を共有し対応するようにしています（図4）。



連絡会会員の薬剤師には、以上の取組みを始める時点ですでに訪問薬剤管理指導についてかなりの経験蓄積があったことに加え、連絡会の活動を通じて、薬剤師として地域に貢献するために在宅医療に取り組むという目的意識を会員間で共有できたことが活動を進める上で大きな推進力となってきました。